

## 令和5年度高圧ガス製造者指導方針

当県では、令和4年中、高圧ガスを原因とした死者や多数の負傷者が発生する重大な事故はなかったものの、腐食等の不適切管理による事故が散見された。また、保安検査の受検期間や休止期間の不適切管理、容器紛失等、事業者自らの保安に対する知識や意識が不足していると思慮される事例が見受けられた。

当県では、「宮城県高圧ガス製造施設保安検査等実施要領」（平成29年8月1日施行）に基づき保安検査等を実施しているが、令和4年度における検査結果及び事故の発生状況等を踏まえ、令和5年度は下記内容を重点項目として、高圧ガス製造者の保安に対する意識の向上と、自己責任に基づいた自主保安体制の確立に向けた指導を行う。

### 記

1 保安統括者及び保安係員等により、関係法令及び危害予防規程に定められた職務が確実に履行され、事業所の保安管理体制が十分に機能していることを確認する。確認の結果、不十分と認められる場合には、必要な指導・助言を行う。

なお、令和5年2月16日付け消第907号により第一種製造者宛てに周知している危害予防規程への津波対策の追記については、該当の有無をはじめ事業所の状況を確認し、必要に応じて指導及び助言を行う。

2 従業員等が関係法令及び危害予防規程に定められた内容を理解・習得する機会として、当該内容に係る保安教育を定期的に繰り返し実施するよう指導する。特に、設備の変更工事には法的手続きが伴うことを理解させ、法令を遵守することにより保安を確保する意識の醸成を促す。

3 作業従事者に対する正確な設備の操作に係る教育・訓練が徹底され、正しい手順により確実に操作されていることを確認する。また、緊急遮断弁及び散水装置等は、緊急時において誰でも確実に操作できるよう、作業従事者はもちろん従業員等にも手順の周知が徹底されていることを確認する。

4 日常点検、月例点検及び定期自主検査等が、事業所の実態に即した内容かつ合理的な方法で実施され、異状等が認められた場合は、必要な改善措置が速やかに行われ、かつ社内及び関係機関への連絡体制が構築されていることを確認する。併せて、施設の老朽化に対し、必要に応じて計画的な更新を実施するよう促す。

5 保安管理部門において、熟練担当者の多くが定年退職する時期を迎えていることから、有資格者の計画的な育成について指導する。併せて、保安係員の再講習受講等に係る管理状況を確認の上、確実な受講について指導する。